

## 第8章 日本におけるリサイクル法整備の現状

磯野 彩子

### 8.1 法整備の流れ

1970年、現在の日本における廃棄物処理体系の骨格を形成している「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)が制定され、1990年代にいたるまで、この法にしたがい処理が行われていた。しかし、80年代後半から、廃棄物最終処分場不足問題・処理場から排出される有害物質の処理問題など、新たな課題が生じたため、「廃棄物を出来るだけリサイクルする」「リサイクルするために製品そのものを見直す」という観点から、あらたにリサイクル関連法が整備されることとなった。

1993年、廃棄物問題を含めた環境問題全てを基本的かつ包括的に取り扱う環境基本法制定、1997年に廃棄物処理法改正、2000年には循環型社会形成基本法が制定され、日本における新たな廃棄物法体系の基礎が一応の完成をみることとなった。そして、1995年に容器包装リサイクル法が制定されて以降、個別のリサイクル法および関連法が次々に制定された(表8-1)。これらの法整備は、産業廃棄物の適正処理や、消費者・事業者などへのリサイクルの浸透・促進につながっていると評価される一方で、しばしば問題点も指摘される。

以下では、個別の法律の仕組みを簡単に見ながら、その評価と課題について触れたい。

表8-1 日本における環境関連法の整備状況

1954年	清掃法制定
1970年	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)制定
1991年	資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)制定
1993年	環境基本法制定
1995年	容器包装にかかる分別収集及び再商品化促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)制定:1997年4月部分施行・2000年完全施行
1997年	廃棄物処理法改正
1998年	家電リサイクル法制定:2001年4月施行
2000年	循環型社会形成基本法制定
	食品リサイクル法制定:2001年4月施行
	建設資材リサイクル法制定:2002年5月施行
	グリーン購入法制定:2001年4月施行
2001年	再生資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)制定 自動車・PC等のリサイクル義務化
2002年	自動車リサイクル法制定:2005年1月完全施行

## 8.2 資源有効利用促進法

正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年4月26日法律第48号)といい、この法は、リサイクル対策の強化、廃棄物発生抑制対策として省資源・製品の長寿化を推進するための修理体制充実、リデュース対策(包装の合理化など)・リユース対策(部品を再利用しやすい設計・デザインに標準化することの促進など)導入などを明記したものである。この法律は、2001年に、新たに「再生資源の有効な利用の促進に関する法律」としてリニューアルした。

新たに制定された資源有効利用促進法の内容は、政令で指定する業種および製品について判断基準を定め、事業者・消費者・公共団体の責務を規定することにより、資源の有効利用を確保することを目的としており、事業者の責務として、排出量が多いもの・含有資源が有用であるもの・市町村による処理が困難であるものなどを基準に、業種や製品ごとに7つの対策が求められている。

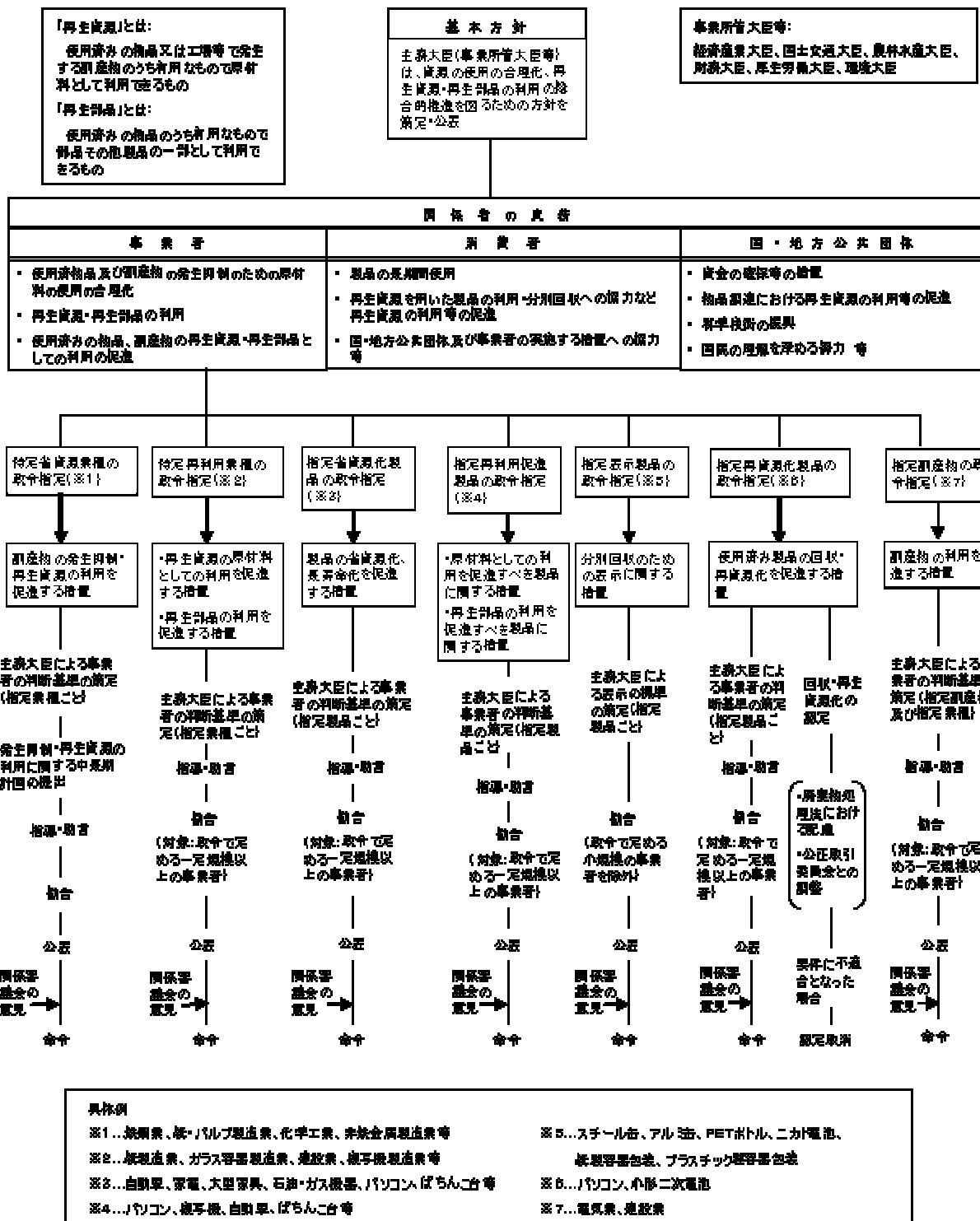
特定省資源業種(パルプ生産業・無機化学工業製品製造業・有機化学工業製品製造業・製鉄業・製鋼業・製鋼圧延業・精製業・自動車製造業など)は、原材料等の使用の合理化による副産物の発生抑制および副産物の再生資源としての利用促進に取り組むこと。特定再利用業種(紙製造業・ガラス容器製造業・建設業・硬質塩化ビニル製の管・管継ぎ手の製造業・複写機製造業など)は、再生資源または再生部品の利用に取り組むこと。指定省資源化商品(自動車・家電製品・パソコン・金属製家具・ガス・石油機器など)の製品製造事業者は、原材料等の使用の合理化、長期間の使用の促進、その他の使用済物品等の発生抑制に取り組むこと。

指定再利用促進製品(自動車・家電製品・ニカド電池使用機器・電動工具・コードレスホン・ぱちんこ遊技機・複写機・金属製家具・ガス・石油機器・浴槽ユニット・システムキッチンなど)の製品製造事業者は、再生資源または再生部品の利用の促進として、リユース・リサイクルが容易な製品の設計・製造に取り組むこと。

指定表示製品(スチール缶・アルミ缶・PETボトル・小型二次電池・密閉型ニカド蓄電池・小型シール鉛蓄電池・密閉型ニッケル水素蓄電池、リチウム二次電池・塩化ビニル製建築資材・硬質塩化ビニル製の管・雨どい・窓枠、塩化ビニル製の床材・壁紙・紙製容器包装・プラスチック製容器包装など)の製品製造事業者および輸入事業者は、分別回収の促進のための表示を行うこと。

指定再資源化製品(パソコン・小型二次電池など)の製品製造事業者および輸入事業者は、自主回収および再資源化に取り組むこと。ただし、小型二次電池については、密閉型蓄電池を部品として使用している場合、当該密閉型蓄電池の自主回収に取り組むこと。指定副産物(電気業の石炭灰・建設業の土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリートの塊、木材など)の副産物に係わる事業者は、副産物の再生資源としての利用の促進に取り組むこと。

図 8-1 資源有効利用促進法概要図



出典：環境省 HP

これら 7 つの対策は、それぞれ個別リサイクル法と関連しており、それぞれの実効性を高めるため、この法律では、資源利用促進のため細かく材質を分類すること、そして、そのために指定表示製品については、回収しやすいように材質・成分を表示するよう義務づけてい

る。さらに、使用済み部品等については、将来的には目的数値を設定し、基準に満たない企業には罰金を課す計画がある。

この法の欠陥としてよく挙げられるのは、リサイクルばかり強調し、発生抑制や再使用(リユース)も含めて、何を重要視するか明確でないことである。ただむやみに原材料に戻し製品を作り直す無駄を行うに過ぎないとの指摘もある。

### 8.3 容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年6月16日法律第112号)という。家庭ごみに占める割合が容積比で約6割に達する容器包装廃棄物を対象に、資源として有効利用を進めることを目的として制定された。

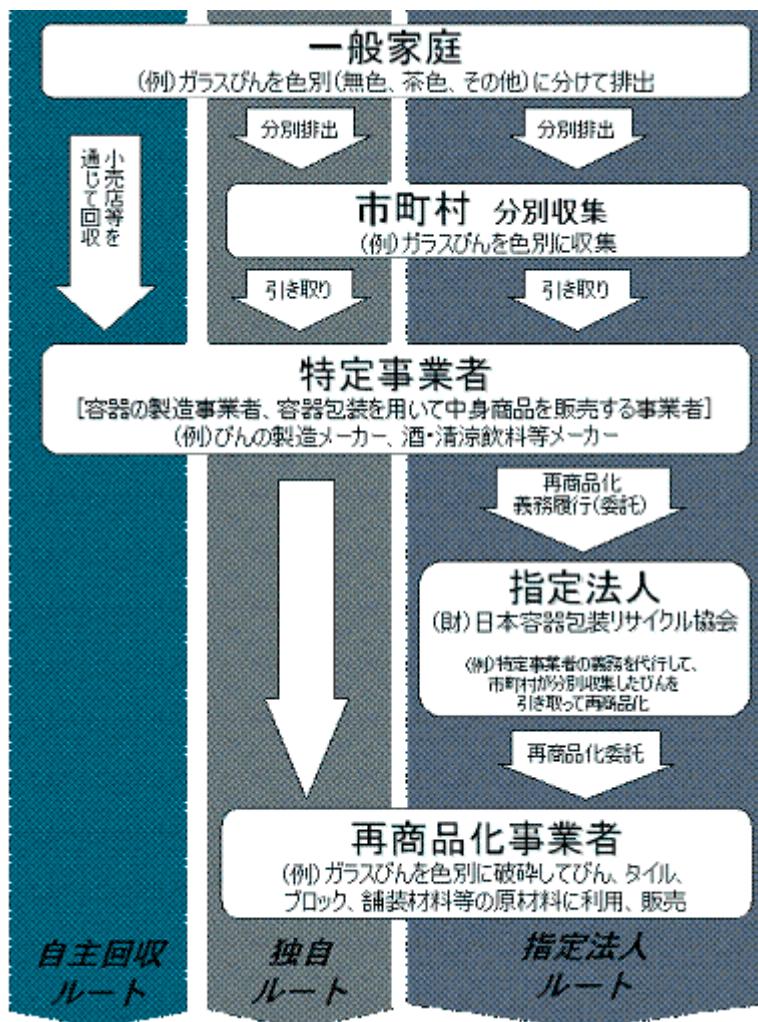
この法律は、市町村が全面的に容器包装廃棄物の処理の責任を担う従来の考え方を改め、消費者は分別排出・市町村は分別収集・事業者は再商品化という新たな役割分担の下でリサイクルを推進しようとするものである。1997年4月からガラス製容器、PETボトル、飲料用紙パック(アルミニウムが利用されているものを除く)等を対象として部分施行され、2000年4月からは、PETボトル以外のプラスチック製容器包装および飲料用紙パック以外の紙製容器包装を対象とするとともに、特定事業者の範囲も拡大、完全施行となった。

再商品化義務の履行にあたっては、最も一般的な方法として指定法人(日本容器包装リサイクル協会)への委託により再商品化を実施することができる。特定事業者は、指定法人に委託料金を支払い、指定法人はこの委託費を用いて、あらかじめ登録された再商品化事業者の中から入札により全国の自治体の指定保管場所ごとに再商品化事業者を選定し、再商品化を委託をする。委託を受けた再商品化事業者は、自治体の指定保管場所から再商品化工場へ搬送し、再商品化を行って利用事業者に有償で引き渡す。指定法人から再商品化事業者への委託費の支払いは、再商品化物が確実に利用事業者に引き渡されたことを、指定法人が受領書や再商品化事業者の引き渡し実績報告書等により確認した後に行い、再商品化物が再商品化されず、最終処分等されることを防ぐことができる。

特にこの法律は、各関係者(事業者・消費者・自治体)の新しい役割分担を揭示した、21世紀に向けたリサイクルシステムの先駆けとして位置づけることができる。特に、事業者に対するリサイクル義務を課した点は画期的である。

現状は、製造事業者の容器包装量減少が進み、分別収集実施自治体が1995年度には65%だったが、2001年度には98%まで増加し、容器包装リサイクル法の効果が出はじめている。しかし、運営上は、排出段階から再商品化製品の市場流通に至るまで、トータルでシステム化され、より合理的で経済性の高い仕組みを構築することが重要である。一時期、再生処理施設の整備が収集に追いつかず、分別収集されたものの一部が適正処理されなかったという問題も発生しており、収集量と処理量のバランスを適度にとることが要求される。また、費用負担の問題も大きい。再生処理単独では、業者負担でほとんどまかれていた状況で

図 8-2 容器包装リサイクル法概要図



出典：環境省 HP

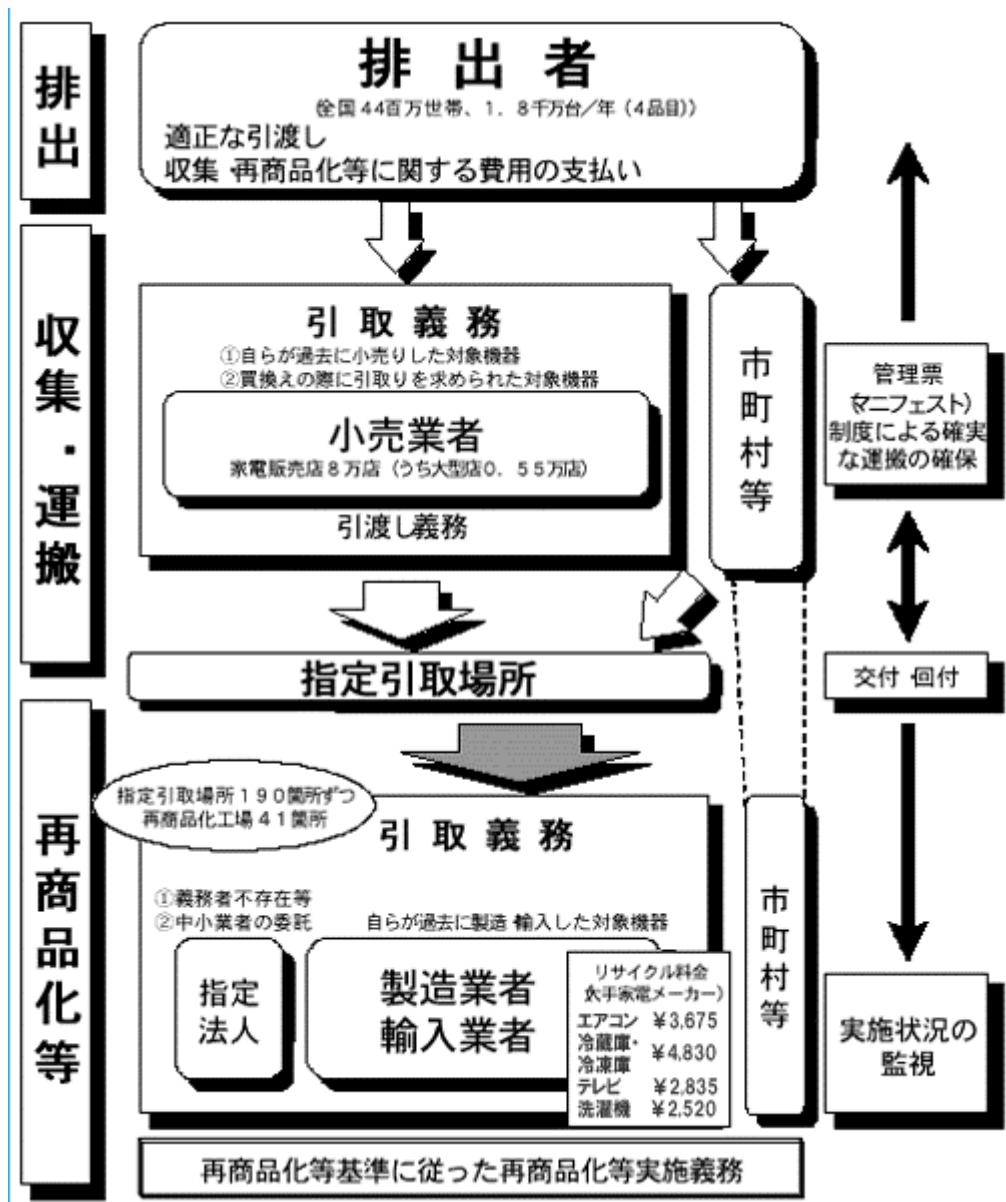
あるが、収集も含めたトータルコストでは自治体負担が非常に大きく、分別収集体制の構築によって大きな財政負担が生じている。

さらに、ドイツのリサイクル法では回収率・リサイクル率の目標が定められているが、日本の現法では定められていないこと、など様々な諸課題があげられる。リサイクル法すべてにいえることだが、リサイクル中心に努力目標を定める傾向が強い。法をより実効性のあるものとするのであれば、実行を義務化する数値の設定が必要となる。

#### 8.4 家電リサイクル法

正式名称は、「特定家庭用機器再商品化法」(平成 10 年 6 月 5 日法律第 97 号) という。一般家庭から排出される使用済みの廃家電製品は、その多くが破碎処理の後に一部の金属のみ回収し、残りはそのまま埋め立てていた。廃家電製品には、鉄、アルミ、ガラスなどの有

図 8-3 家電リサイクル法概要図



出典：環境省 HP

用な資源が多く含まれているだけでなく、廃棄物最終処分場の残余容量が逼迫しており、対策が必要となってきた。このような状況を踏まえ、廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図り、循環型社会を実現していくため、使用済み廃家電製品の処理に関する義務を製造業者等および小売業者に新たに課すこととする、新しい再商品化の仕組みを定めた家電リサイクル法が制定され、2001 年 4 月から施行された。

この法律では、家庭用エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の大型家電 4 品目について、小売業者による引き取りおよび製造業者等（製造業者・輸入業者）による再商品化等が義務付

けられ、消費者（排出者）には、家電 4 品目を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなど、それぞれの役割分担を定めている。2004 年 4 月からは冷凍庫が新たに加わった<sup>1</sup>。また、国の役割として、リサイクルに関する必要な情報提供や不当な請求をしている事業者等に対する是正勧告・命令・罰則の措置を定めている。

製造業者等は引き取った廃家電製品の再商品化等を行う場合、定められているリサイクル率（50～60%）を達成しなければならないとともに、家庭用エアコンと冷蔵庫についてはフロンを回収しなければならない。その他、特定家庭用機器廃棄物が消費者・小売業者から製造業者等に適切に引き渡されることを確保するために管理票（マニフェスト）制度が設けられており、これによりリサイクルが確実に行われているかどうかを確認することができるシステムとなっている。

同法では、リサイクル料金の算出方法について、「再商品化などに必要な料金で、適正な原価を上回ってはならない」ことが原則であるとしている。最近では、エアコンのリサイクル料金が引き下げられている。リサイクル技術の向上も大きいが、富士通ゼネラル広報室は、リサイクル料金の引き下げについて、「ルーム用エアコンは市況が高騰している銅が多く使用されており、収支の改善が進むため」と説明している。このように、料金は、リサイクル資源の価格にも左右される。

環境省によると、家電製品のリサイクルは法施行以来順調に稼動しており、2002 年度の 4 月から 1 月までに引き取った廃家電 4 品目は 848 万台で、前年の 22% 増という好結果となっている。その一方で、対象家電製品の不法投棄問題や発展途上国への輸出問題なども発生している。特に前者は、あらかじめ製品の価格に処理費用を上乗せせず、廃棄時に料金を徴収するとした同法の欠陥であるという指摘も多い。

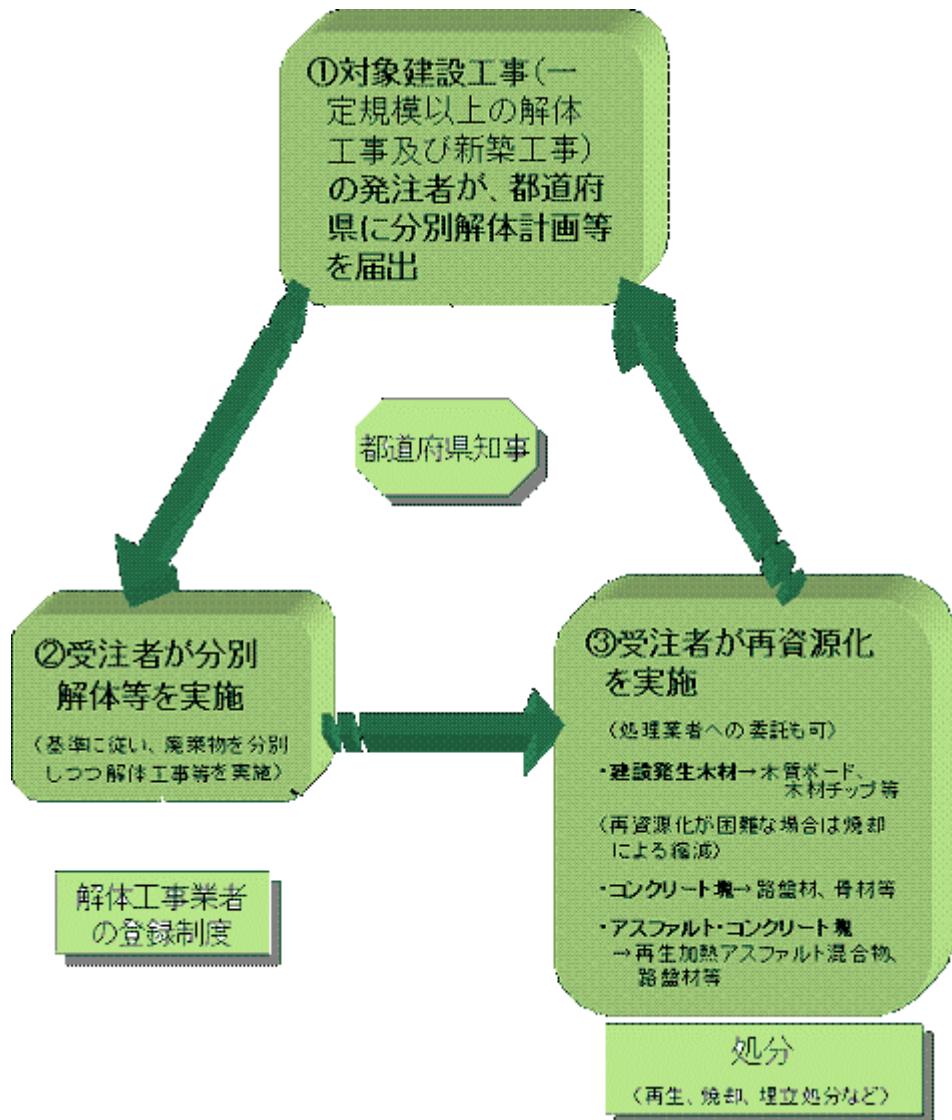
## 8.5 建設リサイクル法

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）という。建設工事にともなって廃棄されるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材などの建設廃棄物は、産業廃棄物全体の排出量および最終処分量の約 2 割を占め（2001 年度）また不法投棄量の約 6 割を占めている（2002 年度）。さらに、昭和 40 年代の建築物が更新期を迎え、今後建設廃棄物の排出量増大が予測されている。この解決策として、資源の有効な利用を確保する観点から、これらの廃棄物について再資源化を行い、再利用していくため、2000 年に建設リサイクル法が制定された。

建設リサイクル法では、特定建設資材（コンクリート（含プレキャスト板等）アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等に係る解体工事またはその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、その

<sup>1</sup> パソコン・携帯電話などの電子機器、ビデオデッキなどの AV 家電、ドライヤーなどを順次加える構想もあった。

図 8-4 建設リサイクル法概要図

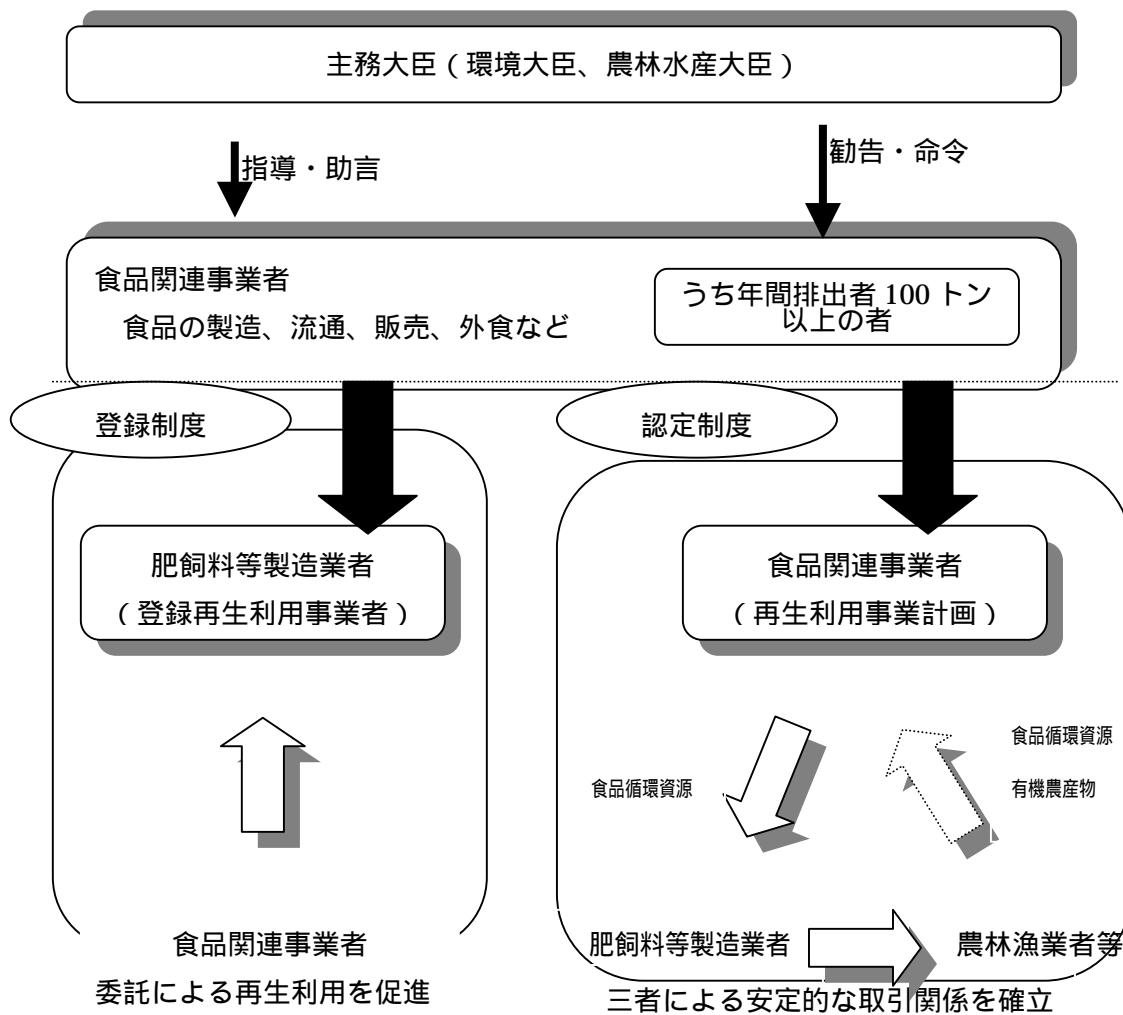


出典：環境省 HP

受注者等に対し、分別解体等および再資源化等を行うことを義務付けている。なお、分別解体等および再資源化等の実施義務の対象となる建設工事の規模に関する基準については、建築物の解体工事では床面積 80m<sup>2</sup> 以上、建築物の新築または増築の工事では床面積 500m<sup>2</sup> 以上、建築物の修繕・模様替え等の工事では請負代金が 1 億円以上、建築物以外の工作物の解体工事または新築工事等では請負代金が 500 万円以上と定められている。

また、対象建設工事の実施に当たっては、工事着手の 7 日前までに発注者から都道府県知事に対して分別解体等の計画等を届け出ることを義務付けた他、対象建設工事の請負契約の締結にあたっては、解体工事に要する費用や再資源化等に要する費用を明記することを義務付けるなどの手続き関係も整備された。さらに適正な解体工事の実施を確保する観点から解体工事業者の都道府県知事への登録制度が創設された。

図 8-5 食品リサイクル法の概要



出典：静岡県 HP

この他に、建設廃棄物のリサイクルを促進するため、主務大臣が基本方針を定めることが規定されている。これに基づき 2001 年 1 月 17 日に基本方針が定められ、特定建設資材にかかる分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進にあたっての基本理念、関係者の役割、基本的方向などを定めるとともに、特定建設資材廃棄物の 2010 年度の再資源化等率を 95% としたり、国の直轄事業における特定建設資材廃棄物の最終処分量を 2005 年度までにゼロとするなどの目標を掲げている。

## 8.6 食品リサイクル法

正式名称は、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年 6 月 7 日法律第 116 号）」という。この法律は、食品の売れ残り・食べ残し・食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減

少させ、飼料・肥料等の原材料・油脂・油脂製品・メタンとして利用し、または利用する者に譲渡するなどとし、再生利用するため、食品関連事業者（製造・流通・外食等）による食品循環資源（食品廃棄物であって、飼料・肥料等の原材料となるなど有用な物）の再生利用等を促進するためのものである。食品リサイクルを円滑に進めるために、再生利用の意義に関する知識の普及についても規定している。

消費者・事業者は、食品廃棄物の発生抑制に努めるとともに、法制定時には 10%前後にとどまっていたリサイクル率を、施行から 5 年後の 2006 年には 20%するという目標値を定め、食品循環資源の再生利用により得られた製品の使用等に努めるものとしている。

再生利用を実施するための措置として、食品循環資源の肥飼料化等を行う事業者についての登録制度を設け、委託による再生利用を促進している。この場合には、廃棄物処理法の特例および肥料取締法・飼料安全法の特例（製造・販売の届出不要）を講じている。また、食品関連事業者が、農林漁業者等の利用者や肥飼料化等を行う者と共同して再生利用事業計画を作成、認定を受ける仕組みを設け、三者一体となり再生利用を促進する。この場合も、廃棄物処理法の特例等および肥料取締法・飼料安全法の特例を講じている。

## 8.7 自動車リサイクル法

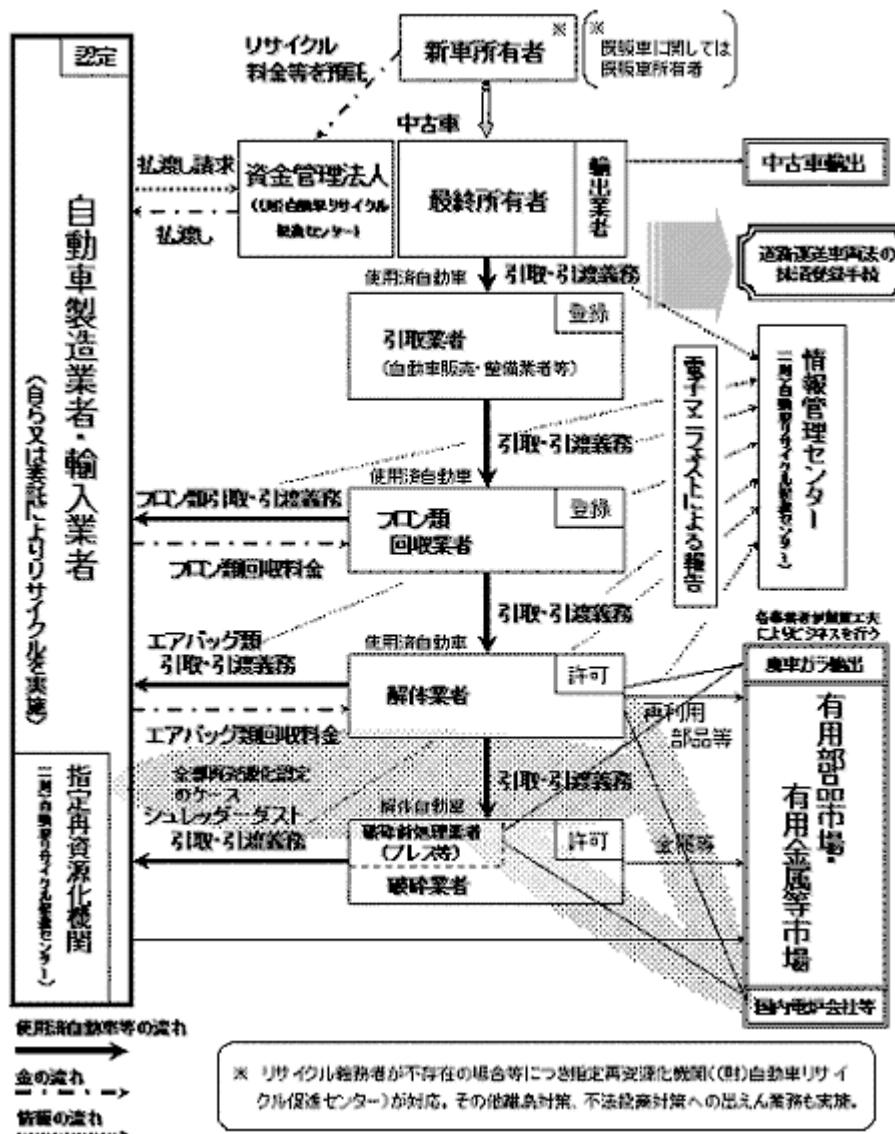
正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成 14 年 7 月 12 日法律第 87 号）という。もともと、使用済自動車は中古部品のリユースや金属回収が行われ、国内の自動車解体業者等によって 80%程度（重量ベース）がリサイクルされ、プラスチックやゴムを主とする残渣はシュレッダーダストと呼ばれる破碎カスとして埋め立て処分されてきた。

ところが、近年になって最終処分場の収容限界によるシュレッダーダストの処分費高騰や鉄スクラップ価格の低迷により、従来のリサイクル・処理システムがうまく機能しなくなってきた。費用を支払って、使用済自動車を引き取ってもらう逆有償化現象が生まれ、負担を嫌った業者等による不法投棄が多発し、大きな社会問題となった。現在は、鉄スクラップ価格も回復しているが、その変動は大きく、いつ市況が悪化するか分からぬため、市況に左右されない安定したリサイクルシステムの構築が求められている。また、フロン類の回収・破壊や、エアバッグ類の適正処理という新たな環境問題への対応も必要となっている。そのような状況に対応するため、自動車リサイクル法が制定されたのである。

この法律のリサイクル料は、利用者負担で新車販売時（制度施行時にすでに販売されている車は車検時まで）に購入者（すでに販売された車は所有者）が支払うことになっている。指定 3 品（フロン類・エアバック・シュレッダーダスト）の処理・再資源化は、メーカー・輸入業者が委託または、自ら行う。

自動車重量の 7 割が鉄で、その他の有用金属やタイヤなどを含め、現状でもリサイクル率は重量比の 80～85%まで実現しているが、法の施行にあたり 2015 年までには重量比の 95% のリサイクルを目標値として掲げている。

図 8-6 自動車リサイクル法概要図



出典：環境省 HP

最後に、先にも指摘したが、日本のリサイクル法は、リサイクルに重点が置かれ、リデュースやリユースの観点が弱いという共通の特徴を持っている。また、再生資源の供給増加が先行し、再生資源の需要拡大策が明確ではないという課題も指摘される。排出抑制という原点を確認するとともに、安定したリサイクルルートの確立が必要である。

また、リサイクル問題の根源はごみ問題であると同時に経済問題でもあることを忘れてはならないが、日本のリサイクル法には経済政策との関連が弱い。再使用におけるコストが新しい資源からの生産よりも安ければリサイクルはおのずと進むが、逆に高ければリサイクルの循環は停止し無意味になっていくのである。

これらは主に国の課題である。しかし、我々もごみを極力減らし、かつ日用品などを長持ちさせるために物を大切にする心がけを忘れてはならない。